|  |
| --- |
| 一般地域の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等） |
| 一般地域　　高さ10ｍ以上又は延べ面積1,000㎡以上 |
| 当該行為における景観形成に関する考え方 |
| 記載欄 |
| （１）色彩 |
| 1. 色彩はまちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」（杉並区景観計画P.96） に定める基準に適合したものとする。
 |
| 記載欄 |